

軽自動車税のお知らせ

☎ 市民税課 ☎ 65 - 1224 ☎ 65 - 1255

平成 31 年度の軽自動車税税率（年額）は次の通りです。

◇三輪および四輪以上の軽自動車

三輪および四輪以上の軽自動車について、賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に、新車で新規登録（初度検査年月）から 13 年を経過した車両から税率が変わります。平成 31 年度は初度検査年月が平成 18 年 3 月以前の車両が対象となります。初度検査年月は車検証で確認できます。

車種区分			税率（年額）			
			① 13 年経過税率 平成 18 年 3 月以前に新車新規登録の車両（※ 1）	② 平成 27 年 3 月以前に新車新規登録の車両（①を除く）	③ 平成 27 年 4 月以降に新車新規登録の車両	
軽自動車	三輪のもの（排気量 660cc 以下）		4,600 円	3,100 円	3,900 円	
	四輪以上 （排気量 660cc 以下）	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
			自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
		貨物	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円
			自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円

※ 1 電気、天然ガス、メタノール、および混合メタノール軽自動車ならびにガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車の税率は②または③となります。

◇三輪および四輪以上の軽自動車のグリーン化特例（軽課）

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新車で新規登録した車両のうち、**一定の環境性能を有するもの**について、その燃費性能に応じて**平成 31 年度に限りグリーン課特例（軽課）**が適用されます。

平成 30 年度に軽課対象となっていた車両は本来の税率に戻ります。

車種区分			平成 30 年度に軽課対象となっていた車両（本来の税率③に戻ります）	税率（年額）【平成 31 年度のみ】			
				○電気自動車 ○天然ガス自動車（※ 2）	ガソリン車・ハイブリッド車（※ 3）		
軽自動車	三輪のもの（排気量 660cc 以下）		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	四輪以上 （排気量 660cc 以下）	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		貨物	営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
			自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

※ 2 平成 21 年排出ガス規制から NOx10%以上低減または平成 30 年排出ガス規制適合車に限ります。

※ 3 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限ります。

◇原動機付自転車および二輪車など

車種区分	税率（年額）	
原動機付自転車	排気量 50cc 以下（ミニカーを除く）	2,000 円
	排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー（排気量 50cc 以下）	3,700 円
二輪の軽自動車	排気量 125cc 超 250cc 以下（ボートトレーラーなど被けん引車を含む）	3,600 円
二輪の小型自動車	排気量 250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他のもの（フォークリフトなど）	5,900 円

